

## 雪窓公園整備工事に関する特記仕様書

### 1 特記仕様書の意義

本特記仕様書は、「雪窓公園整備工事」に係る公募型プロポーザルの参加事業者を求める企画提案の前提条件となる特記仕様を示すものである。

公募型プロポーザル参加事業者は、この特記仕様に明記されている事項を満たした上で、本事業に関する企画提案を行うことができる。

### 2 業務内容

#### (1) 工事概要

- ① 本工事に伴う測量・設計 一式
- ② 既存遊具の撤去 一式
- ③ 複合遊具等の制作設置工事（土木・基礎工事含む） 一式
- ④ 遊具設置に伴う安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等） 一式
- ⑤ そのほか付帯施設等に伴う設置工事 一式

※予算上限額の範囲内で、遊具の追加や滞留・交流拠点の強化ができる付帯施設の積極的な提案を求める。

#### (2) 提案を求める遊具等

- ① 複合遊具（インクルーシブ要素を取り入れること） 1 基
- ② スプリング遊具 2 基
- ③ FRP 動物（カバ）に変わる遊具 1 基
- ④ 鉄棒 1 基
- ⑤ 安全対策のための環境整備（ゴムチップ等）
- ⑥ 遊具設置に伴う案内看板等

### 3 要求水準

#### (1) 配慮事項

- ① 御代田町の特徴を意識した遊具とすること。
- ② 雪窓公園のシンボルとなる遊具の設置・空間づくり（形状・色調・配置等）に配慮すること。
- ③ 子供たちが好奇心を刺激され、冒険感覚で多様な遊び（登る、滑る、潜る等）を経験し、体の使い方を覚えることができる遊具施設であること。
- ④ 対象年問わず、誰もが遊びやすいインクルーシブ要素を取り入れること。
- ⑤ 複合遊具については、6 歳から 12 歳を対象とした遊具とすること。
- ⑥ 保護者などが安心できるように、遊んでいる子どもを見守りやすい構造とすること。
- ⑦ 複合遊具には複数の滑り台を設置すること。また、ロープウェイを 1 基以上設置すること。
- ⑧ 鉄棒は、段違いの 3 連とし、単体で設置すること。
- ⑨ 砂場、FRP 動物（ライオン）、椅子（ゴリラ）、2 連ブランコ、シーソーは、処分制限期間等の理由により新規の遊具ではなく既存の遊具を利用すること（レイアウト等の理由で一時的に外し再設置の経費は含めてよい。）。

- ⑩ 配置する遊具の動線や利用者の安全に配慮し、必要な措置を図ること。
- ⑪ 各遊具のわかりやすい位置に、遊具の対象年齢を示すシールを貼付すること。
- ⑫ 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項等を記載した案内看板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
- ⑬ 遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ⑭ 遊具等は、維持管理が容易で、部材ごとの交換や修繕が容易な構造・材質とすること。
- ⑮ 遊具は、ISO9001規格認定取得企業で製造された製品とすること。
- ⑯ 遊具は、SP、SPL表示認定企業で製造された製品とすること。
- ⑰ 遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準（JPFA-S：2024）」（（社）日本公園施設業協会）を満たすもので、公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品であること。

#### 4 施工条件

本業務に当たっては、本業務内容説明書のほか、次の各項目を遵守すること。

##### （1）関連法令等の遵守

- ① 長野県土木工事施工管理基準
- ② 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- ③ 遊具の安全確保に関する指針JPFA-SP-S2014（（社）日本公園施設業協会）
- ④ その他関係法令及び通達

##### （2）安全管理

工事施工に関する安全管理について、関係法令等を遵守し万全を期するものとし、工事中における公園利用者の安全確保等、十分な注意と配慮を講ずること。また、異常気象等は、現場の点検及び確認を常に行い、安全装置に努めること。

##### （3）共通一般

- ① 工事に使用する製品及び材料は、監督員の承認を得ること。
- ② 業務の打合せ及び協議事項は、文章を作成し、監督員の承諾を得ること。
- ③ 業務完了後は、設計図、施工図、工事写真等の書類を提出するものとし、監督員の指示により提出を求められた書類についても、速やかに提出すること。
- ④ 建設リサイクル法に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の義務付け対象の工事となった場合は、契約時に諸手続きを実施すること。

#### 5 特記事項

そのほか本業務に関して生じた疑義等は、監督員と協議し、決定及び対応するものとする。